



研修資料等



同和問題について

同和問題について

人権委員会
森 裕実子

研修の流れ

- 1 同和問題について
- 2 人権学習の実践にむけて
- 3 校内研修について
- 4 おわりに

1 同和問題について

同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が現在でも差別を受けているという人権問題

同和問題の実態

住む場所

結婚

就職

インターネット

・住む場所を決めるとき

近くに同和地区があると
言われてないか？



7人に1人が気にしている

・結婚において

周囲から結婚を
反対される



法務局 → 同和問題への理解を
深めるよう説示

・就職において

不利な扱いを
受ける



書類選考で不採用、差別に繋がる質問項目

•ネットにおいて

差別の助長に
繋がる情報の存在



ネット環境の発展に伴う課題

部落差別のない社会を実現させるために

- 人権学習の実施
- 教職員向けの校内研修の実施



教職員による差別事象も



同和問題をはじめとする
人権課題への理解を
深めることが必要

2 人権学習の実践にむけて

ねらいの設定

何のために？

⇒差別に気づき、なくす行動まで
つなげるため

誰のために？

⇒すべての児童生徒のため

実践に向けて大切なこと

- 教職員が現実を認識
- 児童生徒の実態把握とねらい

学習内容について

- ・気になる児童生徒に届くように
- ・事実に基づき、差別解消への展望を持てるように
- ・生き方に学べるように
- ・新しい研究成果を反映
- ・様々な状況にある児童生徒たちへのアプローチ

授業の進め方

・教職員の姿勢



部落差別を
許さない

自分自身の
言葉で

児童生徒と
ともに学ぶ

授業の進め方



・多様な意見の交流

おしつけない

気になる
生徒の様子
把握

すべての
生徒が参加

まちがっても
いい空間か

人権の尊重された授業・学校づくり

学習の充実のため学年・学校で取り組むこと

・チームとして取り組む

⇒ **ねらいや留意点を共有する**

・人権学習の計画的な実施

⇒ **入学から卒業までを見通し計画**

学校に人権学習の流れを根づかせる

3 校内研修について

内容の視点

- ・人権が尊重された教育に関する研修
- ・人権及び人権問題を理解する教育に関する研修
- ・教育を受ける権利の保障に関する研修

人権が尊重された教育に関する研修

- ・集団づくり
- ・子どもの権利条約をふまえた
学校の在り方

人権及び人権問題を理解する教育に関する研修

- ・同和問題についての知識や理解を
得る研修

⇒ **同じテーマを繰り返し学ぶことで
理解が深まる**

教育を受ける権利の保障に関する研修

- ・「統一用紙」と「違反質問」に
関する研修

4 おわりに

同和問題に関する人権学習を通して 児童生徒に育みたい力

差別に気づき
見抜く力

噂や偏見に
左右されず
自分の考えを
持つ力

差別をなくす
態度や行動を
取れる力

資料紹介

- ゆまにてなにわ
- 人権教育リーフレット
- 教職員人権研修ハンドブック



ヤングケアラーについて

令和4年度 第3回人権研修資料

ヤングケアラーについて

令和5年3月6日(月)
15:30~
人権委員会 福田 恵一

内容

- ① ヤングケアラーとは
- ② 大阪府の実態
- ③ ヤングケアラーが抱える問題・困りごと
- ④ 最後に

① ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは・・・

➤ Young carers

ケアを担うこども・若者たち

ヤングケアラーの定義

- 日本ではヤングケアラーの正式な定義はない。

「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。」

(日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトHPより抜粋)

例えば・・・

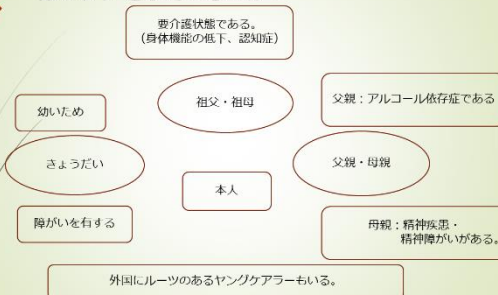
- ・介護が必要なおばあちゃんがいる。
- ・認知症のおじいちゃんがいる、常に見守りや話し相手が必要。
- ・お母さんが認知症、精神的な障がいがある。
- ・お父さんがアルコール依存症である。
- ・親が慢性的な病気だ。
- ・障がいのあるきょうだいがいる。
- ・親が日本語が苦手だ。

児童生徒が・・・

- ・家事（料理、洗濯、掃除など）をする。
 - ・年下のきょうだいの世話をする。
 - ・介護、見守り等をする。
 - ・通訳をする。（日本語通訳、手話通訳）
- それに加えて・・・アルバイトをして家計を助ける。

➔身体的な介護だけがケアではない。

誰のケアをしているのか？



ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子をいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

障がいや病気のある家族の世話をしている

目を離せない・車の送り迎えやお風呂の掃除などしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家族を支えるための労働をして、障がいや病気のある家族を養っている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性疾患のある家族の看護をしている

障がいや病気のある家族の入院やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration: Ikuo Shiga

児童生徒がしているケアの内容は？

- ① 家事
- ② 力仕事
- ③ 外出時の付き添い（通院も）
- ④ 感情面のサポート
- ⑤ 病院・施設へのお見舞い
- ⑥ 年下のきょうだいの世話

引用：（高校生を対象に調査：大阪医科大学医療保健学部 濱島淑恵 教授）

- ・ケアの内容は日常的なものから、高度のものまで多様である。
- ・直接的な介護というより、家事や感情面のサポート、特定の場面での介護・介助が目立つ。
- ・ケアの頻度⇒ほぼ毎日行っている。
- ・ケアの時間⇒1時間未満や短時間もあるが、長時間もある。

子どもがしている度を超える「手伝い」が、実は「ケア」であること、負担がかかっていることを、周囲が認識する必要がある。

② 大阪府の実態

引用：大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導G
府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果について（概要）
令和4年11月

調査目的

府立高校におけるヤングケアラー（※）の生活実態やケアによる学校生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援につなげることができるよう、実態調査を実施。

※本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている生徒のこと。

調査対象

府立高校生全員（109,264人）

調査手法

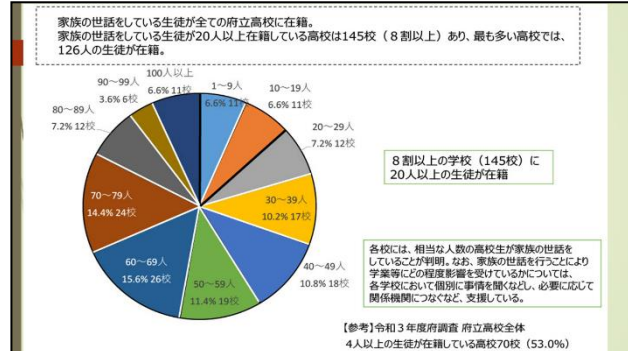
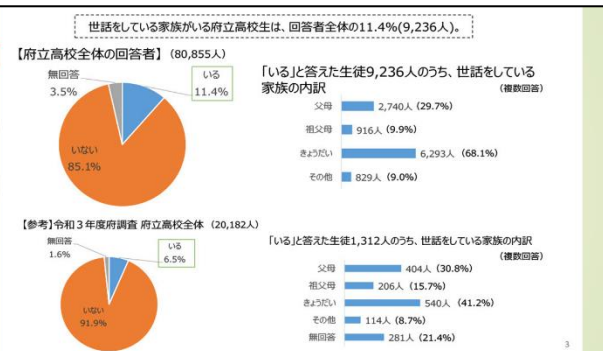
各府立高校において、1人1台端末等を活用し、ウェブ上で回答（回答は任意）

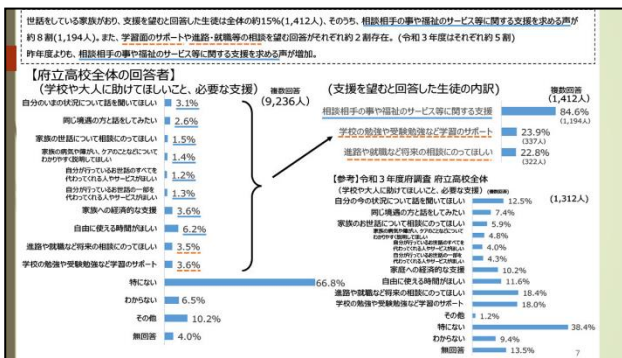
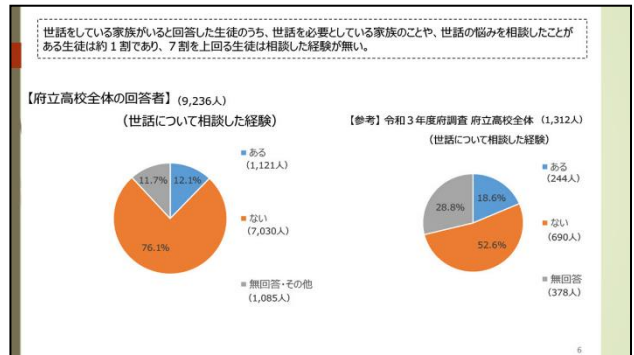
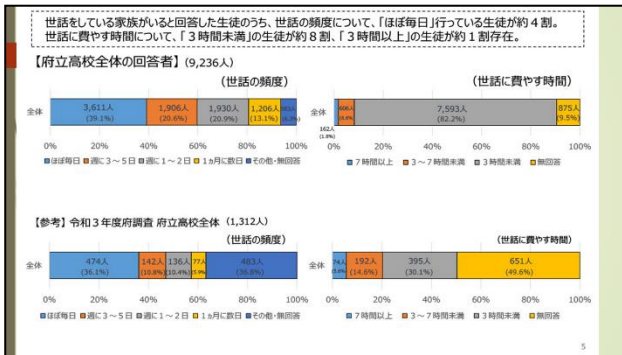
調査期間等

調査期間：令和4年7月から9月
回答者数：80,855人 回答率：74.0%（令和3年度府調調査 回答者数：20,182人 回答率：19.7%）

調査結果の概要

- 回答者約8万人のうち、9,236人（11.4%）が世話をしている家族がいるとしており、昨年度の府調査[回答者約2万人のうち、1,312人（6.5%）]に比べて4.9ポイント高い。
- 家族の世話をしている生徒はすべての府立高校に在籍。世話をしている家族がいると回答した生徒が20人以上在籍している高校は167校中145校（8割以上）あり、最も多い高校では、126人の生徒が在籍。
⇒各校には、相当な人数の高校生が家族の世話をしていることが判明。
なお、家族の世話をすることにより学業等への程度影響を受けているかについては、各学校において個別に事情を聞くこととしており、必要に応じて関係機関につなぐなど、支援している。
- 世話をしている家族がいると回答した生徒の状況は以下のとおり。
・世話の頻度について、「ほぼ毎日」行っている生徒が約4割。
・世話に費やす時間について、「3時間未満」の生徒が約8割、「3時間以上」の生徒が約1割存在。
・世話を必要としている家族のことや、世話の悩みを相談したことがある生徒は約1割であり、7割を上回る生徒は相談した経験が無い。
- 世話をしている家族があり、支援を望むと回答した生徒は全体の約15%（1,412人）、そのうち、相談相手の事や福祉のサービス等に関する支援を求めると約8割（1,194人）。また、学習面のサポートや進路・就職等の相談を望む回答がそれぞれ約2割存在。





ヤングケアラーをめぐる国の動き

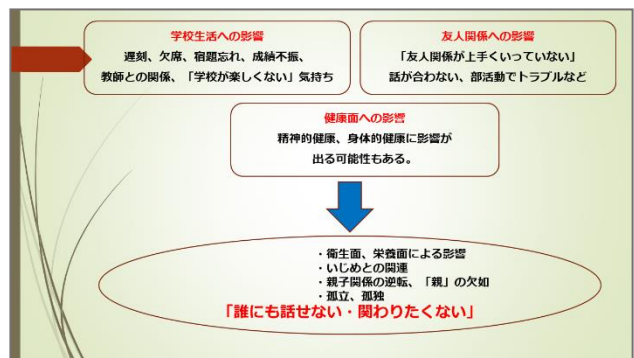
厚生労働省と文部科学省によるプロジェクトチームを設置 (令和3年3月)

<共同議長> 厚生労働省副大臣、厚生労働省副大臣
<構成メンバー> 両省の関係局長及び空・課長

福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。

- 早期発見・把握**
 - 福祉、介護、医療、教育等関係機関、専門職やボランティア等への研修・学び機会の推進
 - 地方自治体における現状把握の推進
- 支援策の推進**
 - 悩み相談支援
 - 関係機関連携支援
 - 教育現場への支援
 - 適切な福祉サービス等の運用を検討
 - 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
- 社会的認知度の向上**
 - 2022年度から2024年度までをヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」
 - 当面は中高生の認知度5割を目指す。

③ ヤングケアラーが抱える問題・困りごと



- ・ 家族のケアを担うことは悪いことではない。
→ **そこから得るものも多い。**
- ・ しかし、ケアを担うことで様々な負担、困難を抱え、それが生涯にわたって重大な影響を及ぼすことがある。
- ・ 遅刻、欠席、授業中の居眠り、成績不振、不登校、非行、いじめ等の背景に「家族のケア」がある場合がある。

ヤングケアラーの支援として、スクールソーシャルワーカーの活動が挙げられる。

(スクールソーシャルワーカーとは)

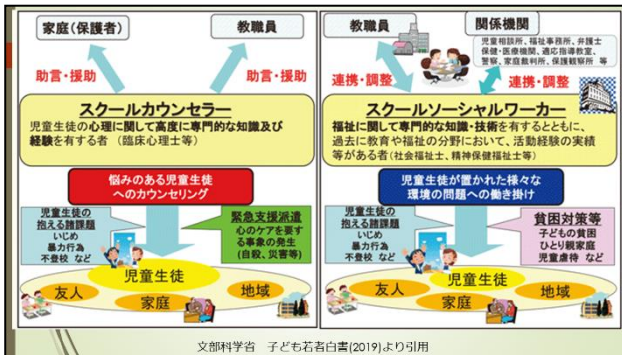
- ・ 福祉の専門的知識・技術をもって、学校に活動の基盤をおき、本人と本人がおかれている環境(学校、家族、地域)に働きかける専門職である。

(目的)

- ・ 生徒が学校生活を送る中で直面する困難について、生徒の最善の利益を追求し、教育権の保障と自立支援の視点から問題の解決を目指す。

(活動内容)

- ・ 生徒を取り巻く環境の改善をめざし、関係機関とのネットワーク等を活用する。学校や教職員も生徒にとっての大きな社会資源の1つであり、すべての教職員が生徒のサポートに関与するチームの一員である。学校が、生徒が安全に教育を受けられる環境になるように、または、その環境を維持し続けられるように様々な構造物に働きかける。



④ 最後に

「助けてほしいとは思わない。
ただわかってほしかった。」

ご清聴ありがとうございました。



防災： 図上訓練報告資料

第1回 4施設合同図上訓練

実施報告資料

2022.7.22.(Fri) 13:00～ 学院3F会議室

参加人数

大阪整肢学院 13名	中津支援学校 6名	中津学園 3名	中津保育園 1名
---------------	--------------	------------	-------------

合同訓練実施要綱

- 1.訓練目的**
大規模災害を想定した場合の初動対応能力等の向上と施設間の連携、共助意識の促進。
- 2.訓練日時・場所** (①：図上訓練 ②：合同避難訓練)
①日時：2022年 7月22日(金)
②日時：2022年10月24日(月) 場所：学院および中津支援学校
- 3.主催・参加施設**
主催：大阪整肢学院・大阪府立中津支援学校
参加施設：中津学園・中津保育園
- 4.災害想定**
地震・津波

Roadmap

本資料は図上訓練の報告です

5月 事前会議 → 7月 図上訓練 → 10月 合同避難訓練

学院、中津支援学校の第2回防災連携会議で7月の図上訓練に向けた打ち合わせを実施しました。

- ・図上訓練進行方法の確認
- ・検討事項の選定 など

10月の合同避難訓練に向けた施設間の交流、情報共有のために図上訓練を学院で行います。

中津学園、中津保育園の代表者も参加。

中津支援学校との合同避難訓練(地震・津波)に合わせて実際に中津学園、中津保育園の利用者も学院に避難します。

議題/共有内容

職員と子ども(利用者)の数

各施設の平日、休日、時間帯での子ども(利用者)、職員の人数を確認しました。各施設の職員や利用者数を把握し、災害時の対応をイメージしてください。共助意識の向上や心構えに繋がります。

1.職員と子ども(利用者)の数

利用者および職員人数		():土日祝	～7:00	8:30～17:00	19:00～
整肢学院	入所児			85	
	職員	15		40～50 (20～30)	8
中津支援	職員	0		60～70 (0～2)	0
	利用者	22		2(22)	22
中津学園	職員	4～5		2～4	1～2
	園児	20(0)		160(0)	0
中津保育園	職員	6(0)		38(0)	0

各施設の平日、休日、時間帯での子ども(利用者)、職員の概ねの人数を示しています。()内の数字は休日の人数です。

日中の職員数は十分ですが、夜間、休日は職員数が児の数に対して圧倒的に少ないことを理解しておく必要があります。

特に整肢学院と中津学園の夜間避難は困難を伴うことを認識してください。

議題/共有内容

避難経路確認 (Google map)

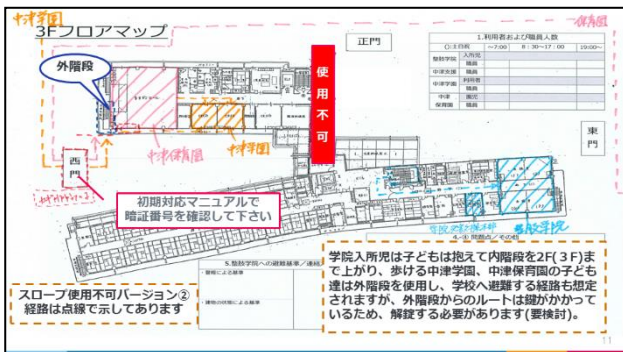
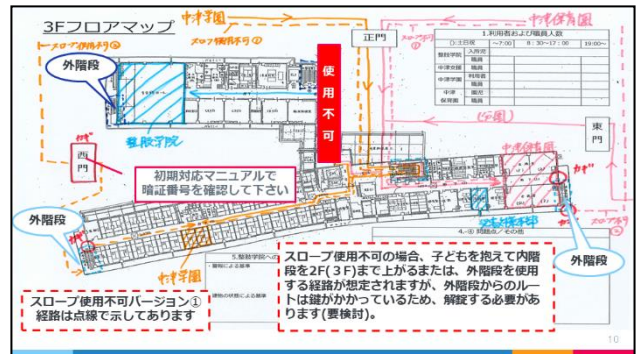
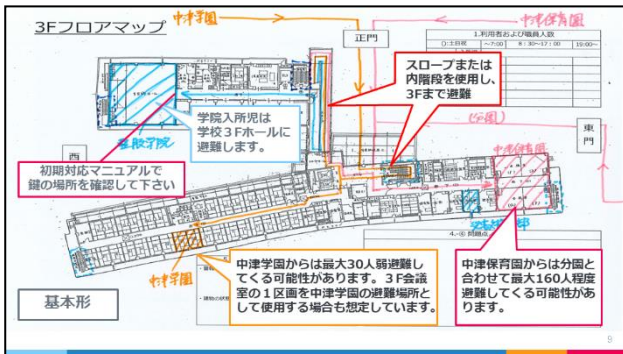
各施設から学院までの安全なルートの確認、安全対策の検討を行いました。夜間避難時の問題点が出てきたため、今後対策を検討していきます。中津保育園には分園があります。場所の確認もお願いします。



議題/共有内容

院内経路/避難場所 (3Fフロアマップ)

学院内での避難場所および避難場所までの経路を確認しました。学院、支援学校の内階段と外階段の場所を確認し、スロープが使用できない場合の経路を検討しました。外階段を使用する場合に鍵に関する問題が出てきたので対策を今後検討していきます。



議題/共有内容

学院への 避難基準および連絡方法

整肢学院への避難基準、連絡方法を検討しました。

避難基準としては大津波警報発令時や建物の状況(倒壊の危険性がある)が案として出ましたが、連絡方法は今後の検討課題となりました(スマホの活用など)。学院側としては大津波警報発令時、かなり強い揺れを感じた場合には2施設から避難してくるかもしれないという心構えが必要となります。

12



令和4年度 地域支援委員会 活動報告

令和4年度 活動報告

地域支援委員会
今奈良 文美

リーディングスタッフの仕事

- 1 訪問相談や来校相談及び電話相談
- 2 合同相談会の企画や協力
- 3 障がい理解推進、校内委員会等の体制づくりへの助言
- 4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に向けた助言
- 5 教育、医療、保健、福祉、労働等の関連機関との連携・協力体制の構築

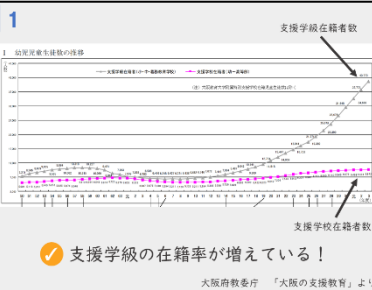
- 6 市町村関係部局等、小・中学校等が主催する研修会や協議会等への参加
- 7 小・中学校等の教職員に対する研修講師の派遣
- 8 自立活動等における指導実践の公開、教材教具に関する情報提供及び貸し出し等
- 9 専門性の向上におけた研究協議会・研修への参加
- 10 その他、大阪府教育庁が必要と認める支援

地域支援整備事業より

1 訪問相談や来校相談及び電話相談

令和4年度
豊能ブロック訪問相談件数

訪問回数	相談件数
132回	263件



2 合同相談会の企画や協力

各市町の小中学校での事例検討会へ参加

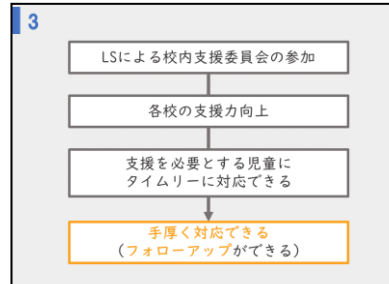
- ・事例検討会
- 【方法】インシデントプロセス法
- 【方法】氷山モデル、ABC分析

3 障がい理解推進、校内委員会等の体制づくりへの助言

校内支援委員会への参加

校内支援委員会の進め方や円滑に支援方針を決定する方法の提案 (3回/年程度)

「応用行動分析」を用いて行うことを提案



3 小学校、中学校の 校内支援委員会に参加

<流れ>

1回目	応用行動分析とは対象児童の決定
2回目	ABC分析、機能分析 支援方法の決定
3回目	インシデントプロセス法 ABC分析

4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等に向けた助言

- ・毎年、小・中・高への引継ぎ状況の確認
- ▶ 令和4年度 大阪府引継ぎ状況
 - 就学前→小学部 81%
 - 小学校→中学部 95.3%
 - 中学校→高等部 93.7%
 - (中津支援 就学前→小学部 100%)
- ・作成、引継ぎすることへの啓発、助言

6 市町村関係部局等、小・中学校等が主催する研修会や協議会等への参加

- ・各市町のリーディングチーム会議への参加
- 月1回～年3・4回程度
- ・事例検討会 など

7 小・中学校等の教職員に対する研修講師の派遣

<主な研修テーマ>

合理的配慮について
発達障がいについて
自立活動について
ダウン症
弱視・肢体不自由
不登校児童の理解と対応
ユニバーサルデザインを意識した授業づくり
応用行動分析

その他会議等への参加

- ・合同LS連絡会
- ・実務者会議
- ・ブロック会議
- ・拡大実務者会議
- ・支援教育学習会
- ・LS実践協議会
- ・「高等学校支援教育充実事業」
「支援教育地域支援整備事業」合同協議会

令和4年度 支援教育地域支援整備事業 豊能ブロック 支援教育学習会

- <夏の支援教育学習会>
テーマ「はじめてみようコグトレ実践」
- <冬の支援教育学習会>
テーマ「HSCの子どもの理解と対応」